

夏の電力不足への懸念に関わる『節電』のお願い

浜岡原発の全炉停止により、夏季の電力供給への懸念が高まっております。節電には各家庭の節電対策が必要です。ご協力をお願いします。



節電対策:例

- 不要な照明の消灯など不必要な電気の使用をやめる。
 - エアコンやテレビ、パソコンなどの家電製品を「省エネモード設定」にする。未使用時にはプラグをコンセントから抜く。
 - 水道凍結防止帯のプラグをコンセントから抜く。
 - 照明器具やエアコンフィルターのそうじ。
 - 照明は白熱電球を電球形蛍光灯やLED電球に交換する。
 - 電気ポット、炊飯器の長時間の保温をやめる。
 - お風呂の残り湯などを使い、打ち水を行う。
 - 緑のカーテン（ヘチマや朝顔など、つる性の植物の利用）
- ※ ガス漏れ警報器などの保安器具は、通電遮断が起らないようご注意ください。

8月1日から 福祉医療費受給者証が更新になります

福祉医療費（医療費特別給付金）制度とは

医療費（一部負担金）の一部を町が給付することにより、各家庭の経済的負担を軽減する為に設けられている制度です。

更新手続きについて

- 該当される方には、7月下旬に受給者証を郵送いたしますので手続きは不要です。
- 前年度所得の確認が必要な方にはご通知いたしますので、手続きをして下さい。また、下記の資格要件にあてはまる方で、福祉医療の申請をされていない方は、住民福祉課社会福祉係窓口（1階3番）で申請してください。

福祉医療費受給資格要件

| | |
|------------|---|
| 心身等に障害のある方 | 身体障害者手帳の1級、2級及び3級の方 |
| | 療育手帳所持者（A1、A2、B1） |
| | 精神障害者保健福祉手帳1級、2級の方 |
| | 特別児童扶養手当1級対象児童 |
| | 障害年金1級9、10、11号を受給されている方 |
| 65歳以上 | 身体障害者手帳4級の音声、言語機能及び下肢障害の1号、3号、4号の方 |
| | 障害年金の1級、2級を受給されている方 |
| 母子・父子家庭等 | 18歳未満又は20歳未満で高校在学中の子を養育しているひとり親及びその子、又は父母のいない児童 |
| 乳幼児・児童 | 出生、転入等の日から15歳の3月31日までの間にある乳幼児、児童 |

問 住民福祉課 社会福祉係 ☎62-9144